財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

グレタイ売買市場への株式上場を申請する推薦証券会社の評価報告書における記載すべき事項要点

第一章 総則

第1条　本記載すべき事項要点は当センターの「有価証券グレタイ売買市場上場審査作業手続」第6条及び「外国有価証券グレタイ売買審査作業手続」第11条の規定により定める。

第2条　推薦証券会社は、株式のグレタイ売買を申請する発行会社（以下、申請会社とする）が提出する推薦証券会社による評価報告書の内容について、本事項要点の規定に基づき作成する。但し、個別案件の実際の必要に応じて、評価報告書の内容を調整することができる。

②本記載すべき事項要点に称する財務報告とは連結財務報告を指す。申請会社が子会社を有していない場合は単体財務報告を指す。

第二章 評価報告書の内容

第3条　推薦証券会社は、評価報告書目録の一ページ目において、明瞭かつ分かりやすい言葉で、公開説明書に開示されている産業、運営及びその他の重要なリスクについての申請会社に対する評価を説明する。

第3の1　評価報告書の総評

（一）引受販売総株数に係る説明

（二）申請会社と推薦証券会社が共同で引受販売価格を決定する際の依拠及び方式を具体的に説明する。説明内容は少なくとも以下を含む。

１、引受販売価格を決定する際の方法、原則又は計算方式、及び国際的に慣用されている時価法、原価法及びキャッシュ・フロー法の適用による比較。

2、申請会社と既に上場している同業者の財務状況、収益状況、株価収益率についての比較状況

3、引受販売価格が財務専門家の意見又は価格鑑定機構の報告を参考にして決定されたものについては、当該専門家の意見又は価格鑑定報告書の内容及び結論を説明する必要がある。

4、申請会社が興櫃市場に上場した後の直近一ヶ月の平均株価及び取引量に係る資料。

5、推薦証券会社と申請会社が共同で決定した引受販売価格の合理性についての評価意見書。

（三）引受販売リスク要因

今回の引受販売関連リスク（例えば、株価の大きな変動、価格安定方針、今回引受販売関連費用及び引受販売手数料、新株引受販売に伴う資本金の増大による収益の希釈化）。

（四）結論

１、推薦証券業者は、自身の評価結果及び専門家の意見（推薦証券会社は、専門家の意見を申請会社の全体リスクの評価の根拠とすることができるか否かを自ら評価しなければならず、必要があるときには評価項目を追加すべきである。）を根拠に、申請会社の運営リスク、財務リスク及び潜在リスク等のリスク事項の総評価説明を行い、申請会社の上場を推薦するか否かの依拠とする。

2、推薦証券業者が外国申請会社のリスク事項の総評価説明を行う時には、申請会社の登録地所在国及び主要運営地所在国の全体経済、政治環境の変動及び外国為替の管理状況以外に、わが国の裁判所による民事確定判決の効力を承認するか否かなどのリスク事項を記載説明する必要がある。

第4条　推薦証券会社は、外国申請会社の登録地所在国及び主要運営地所在国の経済全体、政治経済環境の変動、外国為替の管理及び租税、わが国の裁判所による民事確定裁決の効力を承認するか否かなどのリスク事項を記載説明するほかに、外国申請会社が採用している対応策の適正性を評価する必要がある。

第5条　産業状況及び運営リスク

（一）申請会社が属する産業の運営リスク

経済全体を考慮し、申請会社が属する産業の運営リスク（例えば、景気サイクル、産業の川上川下の変化、産業の将来の発展及び産業の代替可能性などの運営リスク）について記載説明する必要がある。

（二）申請会社の運営リスク

推薦証券会社は、申請会社の業務、技術能力、研究開発、特許権、人的資源、財務（原価、為替変動等を含む）等の運営リスクについて記載説明する。

注：科学技術事業又は情報技術ソフト事業でグレタイ売買市場上場を申請する者は、下記の事項を追加で説明する必要がある。

１、製品の生産開発技術のレベル、ソース、確保、アップグレード、現在の主な製品の競争優位性、ライフサイクル、継続発展性、新製品の研究発展計画、予定生産日程及びコスト、市場における位置づけ、ニーズ、将来の予測売上達成可能性、研究開発の内部統制並びに保全措置に基づく評価。

2、経営決定に関与している取締役、監査役、持株5％以上の株主、特許権又は専門技術の現物出資をした株主、生産技術を有するマネジメント及び技術開発マネジメント等の経歴（職務経歴、教育背景及び職務年数）、持株比率、直近三年度と申請年度における株式譲渡状況及び当該技術株主とマネジメントが実際に経営に投下した時間数と状況、並びに当該者が将来において引き続き経営に関与できない場合の申請会社の財務業務への影響及びその対応策に係る評価。

第6条　業務状況

（一）営業概況

１、申請会社の直近三年度と申請年度の直近期の主な販売取引先及び仕入取引先（年度の上位十位、もしくは年度の売上純額又は仕入純額の5％以上に占めるもの）の変動分析－直近三年度と申請年度の直近期における主な販売取引先の名称、金額、及び年度売上高に占める比率、主な販売取引先、価格、条件の変化原因、合理性の有無、販売が集中されるリスクの有無、申請会社の販売方針、並びに直近三年度と申請年度の直近期における主な仕入取引先の名称、仕入純額が当年度の仕入純額に占める比率、直近三年度と申請年度の直近期における主な仕入取引先の名称、価格、条件の変化原因、合理性の有無、仕入が集中されるリスクの有無、申請会社の仕入方針を明記する必要がある。

2、申請会社の直近二年度と申請年度の直近期の単体及び連結財務諸表における未収金の変動の合理性、貸倒引当金の計上額の適正性、回収の可能性についての評価、並びに同業者との比較・評価。

（二）棚卸資産概況

申請会社の直近二年度と申請年度の直近期の単体及び連結財務諸表における棚卸資産純額の変動の合理性及び使用状況、棚卸資産評価損引当金及び陳腐化損引当金の計上額の適正性についての評価、並びに同業者との比較・評価。

（三）申請会社の直近三年度と申請年度の直近期の業績概況

１、直近三年度と申請年度の直近期における売上高、売上総利益及び営業利益についての同業者との比較。

2、直近三年度と申請年度の直近期における「部門別」又は「主な製品別」の営業収益、営業原価及び営業総利益の変動が合理的であるかについての説明。

３、直近三年度と申請年度の直近期における売上高又は総利益率が20％以上に達するものについては、価格、数量の変化の原因を分析し、合理的であるかについて説明する。

（四）その他の会社を買収して一会計年度未満のものについては、買収の目的、効果、取引の合理性等の要素の評価。

第7条　財務状況

（一）申請会社の直近三年度と申請年度の直近期の財務比率の分析、同種類のグレタイ売買市場と証券取引所における上場、未上場会社の財務比率との比較分析－財務構成、債務返済能力、経営能力、収益能力、キャッシュ・フローを含む。

（二）申請会社の直近三年度と申請年度における直近期の申請会社とその各子会社、親子会社の間の裏書保証、重要承諾、他人への資金貸付、派生商品取引及び重大な資産取引、財務状況への影響についての評価。

（三）申請会社の申請年度の直近期における工場建設計画及び資金源、作業進捗、予想される利益、実施可能性についての評価。

（四）単体及び連結財務報告における再投資事業

１、申請会社の申請年度の直近期における再投資事業の概況、及び重要な再投資事業（持株比率が20％に達するか、もしくは帳簿価額又は当初投資金額がNTD5,000万以上に達するもの）の直近年度及び申請年度の直近期における運営状況及び収益力。

２、申請会社の申請年度の直近期における未完成の投資案件、その見積投資総額が直近年度の財務諸表に記載された資本金の20％以上を占めているか、もしくはNTD5億超のものについては、下記の事項について詳しく評価説明する必要がある。株式の額面が設定されていない場合、又は額面がNT$10ではない場合、上記の「資本金の20％」を「親会社株主持分の10%」へ変更する。

（１）当該投資の目的、投資の開始日及び予定完成日。

（２）投資資金の資金源。借入金である場合には、会社の将来の経営への影響を評価する必要がある。自社の資金である場合には、失われる受取利息又は再投資利益を見積計算する必要がある。

（３）投資による利益。投資完了後の市場における供給需要状況、毎年の投資利益率及びコスト回収期間の予測。

（４）被投資事業又は項目の現在の営業及び財務状況。

（５）業務又は技術の専門家による当該投資への評価意見。

（五）申請会社は、引受販売価格及び興櫃市場にて上場した直近一ヶ月の平均株価をそれぞれの評価依拠として発行した後、株式報酬取引の最終確定日が到来しておらず、本源的価値法を採用したストックオプションについて、株式のグレタイ売買市場上場後に生じた費用の財務諸表へ与えうる影響を見積り計算する。

（六）公営事業者が株式のグレタイ売買市場上場を申請する時に、提出された財務報告が審査機関（審計部）の監査を受けた報告書をもって代替する場合には、一般に公正妥当と認められる会計原則を適用した場合の金額と審査機関（審計部）の監査を受けた金額との差異、及びその財務報告への影響について公認会計士に意見を求める必要がある。

（七）推薦証券会社は外国申請会社が登記所在地の法令規定に基づき発行した従業員新株引受権証憑及び新株引受権付き有価証券の発行細則についてその合理性及び株主持分に対する影響を評価する必要がある。

第8条　関連者間取引の評価

推薦証券会社は申請会社の直近三年度及び申請年度の直近期の単体・連結財務報告における関連者取引について、以下の事項の評価を行う必要がある。

（一）申請会社の取引金額が大きな又は性質が特別な関係者間取引について関連する評価手続（同業者及び非関係者取引の比較を含む）を行い、取引の必要性、決定過程の適法性、価格及び代金収支状況の合理性を把握する必要がある。

（二）申請会社の金額が大きな関係企業未収金のうち、滞留金額の有無を把握する。滞留金額がある場合、その原因を調査し、重大な異常の有無を調査する必要がある。

（三）申請会社と関係企業、株主、又は、関連者との間で巨額な資金取引がある場合には、その原因、利率、利息収支状況に重大な異常の有無を調査する必要がある。

第9条　推薦証券会社が人員を派遣し、申請会社の重要な子会社の運営状況を実地調査した場合、重大な運営リスク、その他の重大な異常の有無等に係る具体的な評価意見を記載説明する必要がある。

第10条　法令の遵守及び会社の運営への影響

国内の申請会社の推薦証券会社は弁護士から申請会社、申請時の取締役、監査役、大株主、総経理及び実質責任者の直近三年内の下記の事項に関する意見を入手した上で、これらの項目に係る申請会社の運営への具体的な影響及び対応策の評価を行う必要がある。

（一）申請会社が関連法令規定に違反しているか否か。

１、属している産業を所轄する中央主務機関及び当該産業へ影響を与える重要な法律及び関連規定。

２、公開会社の情報公開に関する規定により公開されるべき情報。

３、その他の法令規定。

（二）申請時の取締役、監査役、大株主、総経理及び実質責任者が法令に違反し、又は善管注意義務に違反、職務へ影響を与えたことがあるか。

（三）著作権、特許権、商標権又はその他の知的財産権に違反したことがあるか。

（四）進行中の重大な訴訟、非訴訟、又は行政訴訟事件があるか。

（五）申請会社の重大な労使抗争又は環境汚染事件が発生しているか。

②外国の申請会社の推薦証券会社は、弁護士に申請会社、申請時の取締役、監査役、大株主、総経理及び実質責任者の直近三年内の下記の事項についての法律意見書を提出してもらった上で、これらの項目に係る申請会社の運営への具体的な影響及び対応策の評価を行う必要がある。

（一）申請会社による法令違反の有無。

１、登録地所在国又は主な運営地所在国の労働者の安全衛生関する法令に違反し、一部又は全部の作業中止の処分を受け、その事実が重大である者。

２、登録地所在国又は主な運営地所在国の汚染防止に関する規定に違反したことがあり、その事実が重大である者。

３、その他の法令規定。

（二）株主権利保障に関する事項

１、登録地所在国の法令における株主総会の開催場所、投票制度又はその他の株主権の行使に係る制限による、申請会社の株主権利の行使への影響の有無。ある場合、国内国内における株主権利の行使を保障する措置を説明する必要がある。

２、会社の定款又は規程において株主権利の行使の保障に係る具体的な内容が定められているか。

（三）他人とその運営に対して重大な制限又は不合理な契約が定められているか。

（四）申請会社において重大な労使抗争又は環境汚染事件が発生しているか。

（五）前項の（二）から（四）と同様。

③推薦証券会社が、第1項及び第2項の各号における申請会社の運営への影響を評価する際の根拠となる意見は、申請会社の常時コンサルタントの意見又は申請会社の招聘により「発行者が株式をグレタイ売買市場上場を申請する際の法律事項検査リスト」の作成を担当する弁護士の意見書を引用することができない。委託する弁護士の意見の独立性を確保すべく、当該弁護士は、申請会社の常時法律顧問、申請会社の招聘により「発行者が株式をグレタイ売買市場上場を申請する際の法律事項検査リスト」の作成を担当する弁護士又は申請会社の監査担当公認会計士と同一人物、又は実質提携関係のある事務所に属することはできない。

第11条　当センターの「証券業者営業所有価証券売買審査準則」第10条第1項の各号に定められているグレタイ売買市場上場不適格事項に係る評価意見（添付一）又は「外国有価証券グレタイ売買市場売買審査準則」第9条第1項に定められている不適格事情に係る評価意見（添付二）を記載説明する必要がある。

②申請会社の設置した給与報酬委員会のメンバーの資格、行使権利及び関連事項が中華民国証券法令の規定に適合するか否かについての評価意見を明記する必要がある。

第12条　申請会社のコーポレートガバナンス自己評価がその会社のガバナンス状況を適正に表示しているかを評価する。

第13条　国内の申請会社がグループ企業、建設会社、情報ソフト会社、投資持株会社、金融持株会社、公共建設へ関与する民間機構のグレタイ売買市場上場申請に係る補足規定に適合しているか否かを評価する。

②外国の申請会社が「外国有価証券グレタイ売買市場売買審査準則」第16条から第19条までのグループ企業及び第20条から第23条までの投資持株会社の規定に適合しているか否かを評価する。

③外国の申請会社が「外国有価証券グレタイ売買市場売買審査準則」第4条第5項の「建設会社のTPEx株式上場申請」の規定に適合するか否かを評価する。

第14条　投資持株会社の身分としてその株式のグレタイ売買市場売買を申請する場合、推薦証券会社はその被持株会社に対し、本事項要点の第五条、第七条第四項、第十条及び第十一条の規定によりそれぞれ評価を行う必要がある。

第14条の1　国内のグレタイ売買市場上場会社（証券取引所上場）の海外子会社がその株式のグレタイ売買市場売買を申請した場合、推薦証券業者は、下記の事項について詳しく評価説明する必要がある。

（一）国内のグレタイ売買市場上場会社（証券取引所上場会社）の決定過程の適法性、その運営及び財務状況への重大な不利の影響の有無、及び採用する対応策についての評価。

（二）国内のグレタイ売買市場上場会社（証券取引所上場会社）がその海外子会社に対する持株比率を低減するために行った持分分布行為により、国内における上場会社の株主権利に害することがあるか。「国内における上場会社の株主権利に害すること」とは、上記の株式分布行為において、株式分布の対象、価格の決定方式が関連規定に違反しているか、又は明らかに不合理であるため、国内の上場会社の株主権利へ損害を与えることを指す。

第三章 附則

第15条　推薦証券会社の評価報告完成日から株式上場の為の公開説明書の印刷日までに重大な後発事項がある場合には、推薦証券会社は上記の各項目について改めて説明及び評価を行う必要がある。

第16条　各推薦証券会社は、評価報告書においてそれぞれの評価対象項目を明記し、共同で押印する必要がある。

第17条　本事項要点は、主務機関の承認を受けた上で施行する。改定時も同様である。本記載すべき事項要点における添付資料の追加及び削除又は修正について、本センターの総経理による承認を受けた後に行われる。